

君津中央病院企業団議会

令和4年3月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和4年3月3日をもって令和4年3月11日午後1時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 渡辺厚子、3番 田中幸子、4番 高橋 明、5番 橋本礼子
7番 福原敏夫、8番 山田重雄、9番 小泉義行、10番 笹生 猛、11番 山下信司
12番 花澤一男

欠席議員

6番 中川茂治

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

人事課副参事 國見規之

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 磯貝睦美、監査委員 在原昌秀、病院長 海保 隆
事務局長 小島進一、事務局次長兼経営企画課長 石黒穂純、事務局次長兼財務課長 竹下宗久
庶務課長 亀田陽一郎、人事課長 石井利明、医事課長 重信正男、管財課長 佐伯哲朗
病院長代理 畦元亮作、副院長兼学校長 木村博昭、分院長 田中治実、医務局長 北村伸哉
医療技術局長 児玉美香、看護局長 金綱はるみ

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第4号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第5号 君津中央病院企業団医師研究資金貸条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・議案第6号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・議案第7号 令和3年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第6号)について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
 - ・議案第8号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について
(提案理由の説明、補足説明、委員会付託)

(午後1時30分開会)

<議長>

皆さん、こんにちは。

初めに、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は10人でございます。

本日、中川茂治議員から欠席の届出が、また、山下信司議員から遅れるとの届けが出ておりますので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、令和4年3月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで、田中企業長から招集のご挨拶をお願いします。

田中企業長。

<企業長>

3月議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末の公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、ご承知のように、千葉県でもまん延防止等重点措置が延長され、当君津医療圏における医療提供体制も、去る1月27日から警戒レベルの2番目に高いフェーズ2Bに引き上げられ、いまだ引下げに至っておらず、予断を許さない状況が続いております。

当院においては、新型コロナウイルス感染症が契機となり、他の疾病を併発した入院需要も高まり、一部の一般病棟を休止して対応しております。今後も感染症指定医療機関としての医療提供体制を維持し、感染拡大防止に尽力してまいります。一方、新型コロナウイルスの感染が長期化している中で、病院運営に与える影響も大きく、経営状況は依然として厳しい状態が続いております。

そのような状況の中、令和4年1月までの10か月間の経営状況は、本院で約3億6,700万円の黒字、分院で約900万円の赤字、企業団全体で約3億5,800万円の黒字となっております。令和3年度も残りが1か月を切りましたが、黒字基調を維持できるよう、引き続き職員一丸となり、安定的な経営の確保に努めてまいります。

さて、本定例会では、3月議会定例会提出案件としまして、条例の一部改正案、補正予算案、令和4年度当初予算案など全8議案を提出させていただいております。

令和4年度当初予算案につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の行方を見極めが困難な状況であるため、令和3年度予算と同様に、通常の医療提供を前提とし、堅実な業務予定量を見込み、企業団全体の予算規模は248億6,000万円で、前年度より0.9%、約2億3,000万円増と

して、本分院事業及び看護師養成事業の3事業とも収支均衡予算を編成いたしました。令和4年度の構成市負担金は、対前年度比で1億1,000万円の増額となりましたが、企業団からの要求額に対しては非常に厳しい回答の中で、様々な経営改善策により資本的収入への繰入れを計画したものであります。

詳細につきましては、後ほど事務局より説明させます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第4項の規定による令和3年度定期監査及び同法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 会期の決定について

日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月28日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、会期は本日から3月28日までの18日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から渡辺厚子議員及び笹生猛議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程

日程第3、議案の上程を行います。

本日、上程の議案は8件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご承知願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、従来の地域医療連携業務に加え、多職種により、入院前から退院後までを総合的に支援できる組織に改編するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

については、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」により、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、企業団の経営状況を踏まえ、経営責任者である企業長の私が、経営改善の姿勢を引き続き示し、給料月額を引き下げる期間を1年間延長するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第4号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により新設された介護時間制度について、新たに規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第5号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、医師研究資金貸付制度継続の必要性について検討した結果、医師確保対策として有効であると判断し、期間を2年間延長するものです。

次に、議案第6号 専決処分（第1号）の承認を求めることについては、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を活用して、感染患者の対応に必要な医療機器を整備することとしましたが、令和4年3月末までに当該機器が納品されることが補助要件となっており、予算措置に急務を要したため、令和3年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第5号）を令和4年1月24日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、議案第7号 令和3年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第6号）については、本分院の入院及び外来の業務予定量の補正と、これに伴う収益及び材料費の補正、新型コロナウイルス感染症対応に関する補助金収入の補正、そのほか予算の適正執行のために必要なものを計上するものです。

最後に、議案第8号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、資本的収支予算における補てん財源確保を目的に、計画期間を延長した第6次5か年経営計画の2年目に当たるため、当初予算の編成に当たっては、安定的な経営の確保、経営資源の最適配分による有効活用、医師・看護師の確保及び投資的経費の適正化・平準化を重点項目とし、堅実な業務量を設定しつつ、収支改善施策に基づく収益確保と費用削減を最大限盛り込み、地域の中核病院としての役割を果たすための体制の確保と、収支改善の方向性を示すことを方針とし、予算を編成いたしました。

第6次5か年経営計画における主要施策に対する予算としましては、良質で安全な医療の提供の柱となる人材を確保するための諸事業に1億8,100万円、勤務環境の整備の柱となる働きやすい職場環境を整備するための事業に1億2,400万円を計上しております。

また、資本的支出に総額23億6,400万円を計上し、このうち、建設工事費に、中長期維持保全計画に基づく高圧受電ケーブル管路更新工事等で1億2,900万円、医療機械器具費に手術用顕微鏡等の整備で3億1,100万円、備品費に内視鏡情報管理システムの更新等で2億3,200万円を計上しております。

これらにより、本院事業で23億5,500万円、分院事業で7億5,900万円、看護師養成事業で2億7,100万円の収益的支出予算を編成する一方、23億6,400万円の資本的支出予算を編成し、企業団全体として27億2,300万円の予算規模をもちまして、当地域の中核病院としての使命を果たすべく、事業活動を推進してまいります。

なお、公立病院として事業の継続と安定した医療の提供に欠くことのできない構成市負担金につきましては、令和4年度は、高等教育無償化対応経費分を含む17億4,260万円をいただきたく、提案

するものでございます。

以上で提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、改正の理由でございますが、現在、地域医療センターとして地域の医療機関など関係機関との連携、地域医療支援病院や地域がん診療拠点病院など、拠点病院としての研修会の開催などの地域医療連携業務を行っておりますが、それらに加え、看護師の行っている入院支援業務、医療ソーシャルワーカーの行っている福祉相談業務、さらに薬剤師や管理栄養士などを加えた多職種により、外来通院の患者さんの入院が決定した段階から支援を開始、入院中も継続した支援を行い、患者さんや御家族の意向を確認しながら、当院での医療提供を終えた後の転院先や在宅医療の調整・支援、さらに患者さんや御家族の心理的、社会的支援など、総合的に支援できる組織に改編するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容ですが、2ページの新旧対照表をご覧ください。

1点目といたしまして、条例第3条第2項本文に「センター」を加えようとするものです。現行規定でセンターは局の扱いをしておりますが、より明確にするため、新たに加えようとするものです。

2点目といたしまして、同項第5号に規定しております地域医療センターの組織名称を「患者総合支援センター」に改めようとするものです。

最後に、改正後の条例の施行日ですが、令和4年4月1日を予定しております。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第2号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の3ページをご覧ください。

はじめに、改正の理由でございますが、令和3年人事院勧告の公務員人事管理に関する報告の中で具体的な取組として示された「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」により、非常勤職員の育児休業取得要件を緩和し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、改正の内容ですが、1点目といたしまして、条例第2条第3号に規定しております「引き続き在職した期間が1年以上」という要件を廃止いたします。また、この規定の廃止に伴い、文言の整理を行うものです。

2点目といたしまして、妊娠・出産等を申し出た職員に対し、育児休業に関する制度を周知し、意向を確認する措置を講じることを任命権者である企業長の義務として新たに条例第7条として規定するものです。

3点目といたしまして、育児休業の承認の請求が円滑になされるよう、職員の育児休業に係る研修を実施し、相談体制を整備することなどを企業長の義務として新たに条例第8条に規定するものです。

最後に、改正後の条例の施行日ですが、令和4年4月1日を予定しております。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

質疑に入る前に、まず、感染症対策で日々ご尽力いただいております現場の皆様には、心より感謝申し上げます。

それでは、今説明いただきました資料の5ページ、新旧対照表にあります、第7条のところでお尋ねしたいんですが、まず、この配偶者についてなんですが、これは戸籍上の婚姻関係の方のみなのか、いわゆる事実婚と言われるパートナーについても対象となるのか、まず、確認をさせてください。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

ただいまのご質問ですが、この配偶者につきましては、今、渡辺議員がおっしゃったように、事実上のパートナーというような方でもオーケーだということになっております。

<議長>

渡辺議員。

< 2番 渡辺厚子議員 >

それでは、第8条についてなんですが、ここで（１）、（２）、（３）に、取るべき措置が書かれておりますが、具体的なことをもし分かれば、例えば令和4年度はどうなっているのか。例えば職員に対する育児休業に係る研修の実施については、どのタイミングで、例えば何月であるとか、このぐらいの時間の研修をするとか、具体的なことが分かれば、教えてください。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

今回の条例改正によりまして、任命権者の責務といたしまして、第8条の項目が追加されております。この中で、現状でも、第2号ですが、相談体制の整備、これにつきましては、企業団職員、女性職員が非常に多いということもありまして、現在も非常勤職員、常勤職員問わず、育児休業を取る職員が非常に多いものですから、そういった場合には、まず所属に申し出た上で、人事課のほうに職員が参ります。そこで相談を受けるような体制になっております。

それから、この新しく1号ですけれども、育児休業に関する研修の実施というものが設けられました。これをやらなければいけないというふうに認識はしておりますが、現時点で、4年度、何月にどのような研修を行おうとかというところまでは、実際、今、まだそこまで計画が進んでいないというのが現状でございます。

<議長>

渡辺議員。

< 2番 渡辺厚子議員 >

育休につきましては、パートナーが出産するというので、お父さん側が育休を取るケースも当然あるんですが、なかなか日本は育休の取得率が低いと言われておりますが、こちらの病院では、男性の育休の取得率についてはいかがなんでしょうか。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

令和3年度の男性職員の取得状況ですけれども、非常勤職員では取得した職員がおりませんでした。非常勤ではなくて、正規職員の男性職員で取得したのが令和2年度に1人、それから令和3年度に1人という状況で、そこまで多くないという現状ではございます。

ただ、これからも、また4年度に育児休業等の制度が変わることが予定されておりますので、その中でまた男性職員が育児休業ですとか、パートナーの出産によって休暇を取りやすいような制度を4年度にまた改正をしていく予定で、今のところいるというのが現状でございます。

<議長>

渡辺議員。

< 2番 渡辺厚子議員 >

男性パートナーが育休を取るか取らないかは、本当に奥さんのほうの産後のしんどさをどうやって緩和できるかということは、次のお子さんを望むか望まないかに大変影響してくるということで、すごく育休の取得というのは家庭の安定のためにとっても大事だと言われておりますし、私もそう思っております。

そういう意味では、この7条の2項のところですね、不利益な取扱いを受けないようにというのは、男性職員が育休を取ることについての理解もないといけないだろうと、その辺をすごく思いますので、8条の3号におきましても、ぜひとも、これがゆえに育休が本当に取りやすくなった、また、育休を取る同僚がいることで、残りのメンバーの業務の再配分というか、そういうことは当然影響してきますけれども、自分が育休取ることによって職場にすごく迷惑をかけてしまうとか、ちょっと渋い顔されてしまうみたいな、そんなことが決してないように、お子さんが生まれるということは大変喜ばしいことですので、職場環境としてもバックアップしていくという、そういう雰囲気もそうですし、事実そういうシステムに変わっていくことを願っております。

以上です。

<議長>

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の6ページをご覧ください。

初めに、改正の理由でございますが、企業団の経営状況を踏まえ、経営責任者である企業長は、経営改善に取り組む姿勢として、令和2年4月から給料月額を引き下げる措置を講じておりますが、引き続き同様の姿勢を示し、給料月額の引下げの期間を延長するため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、改正の内容ですが、給料に関する特例措置として、企業長の給料月額から100分の10に相当する額を減じる措置を令和5年3月31日まで延長するものでございます。

なお、改正後の条例の施行日は、令和4年4月1日を予定しております。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第3号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第4号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の8ページをご覧ください。

初めに、改正の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により新設された介護時間制度において、当企業団においては規定の整備を行っていませんでしたが、新たに規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、改正の内容ですが、条例第20条第2項には給与の減額について規定していますが、介護時間により勤務しない場合、その勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与を減額する規定を加え、併せて文言の整理を行うものです。

最後に、改正後の条例の施行日ですが、令和4年4月1日を予定しております。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

現行の20条の2項につきましては、「2時間を超えない範囲内の時間に限る」というふうにあるのが、なくなるということだと理解しておりますが、これが新しくなったときに、何時間までが、この部分休業の範囲になるのか、教えてください。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

ただいまのご質問ですが、こちらにつきましては、文言を整理させていただいたといえますか、今回、新たに設けます介護時間につきましては2時間までというふうになっておりますので、あえてここでこのような形での略称規定といえますか、そういったものを今回文言を整備させていただいて、規定を直そうというものでございます。介護時間については2時間までというふうになっております。

<議長>

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

はい、分かりました。

それで、4月1日からの施行ということですが、現状、例えば介護休暇等を利用されている方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

介護時間というのは、この4月に新設をしますので、今のところはいません。

介護休暇というのは、ほかの団体等も存在していると思いますけれども、企業団のほうにも規定がございまして、今ちょっと何人というのは手元に資料がないんですが、年間で大体2人から3人くらいは介護休暇取得している職員が例年いる状況でございます。

もしかしたら、もし、今、2時間までの介護時間というものが規定であったとしても、今回、給与を減額するという条例改正させていただくんですが、そのぐらいの介護のために介護時間ということで、給料減額されるんだったら、自分の年休ですか、そういったものを使って介護時間というような形で当てている職員がもしかしたらいるかもしれませんが、その実態のところはまだ、そこまではちょっと現状では分からないということになってます。

<議長>

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第4号 君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第5号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の10ページをご覧ください。

改正の理由及び改正の内容でございますが、現在、当企業団の医師確保対策の一つとして、医師研究資金貸付制度を設けております。本制度は、平成20年1月に制定したもので、確保困難な診療科の医師を県外から招聘する場合に、1年120万円、4年480万円を限度として研究資金の貸付けを行うものです。

実績としては、制度制定から令和3年までの14年間で15人の医師に貸付けを行っております。

本年3月31日で当該制度を規定する本条例の失効期日を迎えることから、必要性について検討した結果、引き続き医師確保対策として有効であると判断し、期間を2年間延長し、本条例の失効期日を令和6年3月31日に改めようとするものでございます。

なお、改正後の条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第5号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 専決処分(第1号)の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第6号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の8ページをご覧ください。

議案書の8ページは、専決処分書の写しでございますが、本件は、令和3年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第5号)を令和4年1月24日に専決処分したものでございます。

次に、提出議案説明資料の12ページをご覧ください。

項番1の専決処分の理由でございますが、新型コロナウイルス感染が拡大する中、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を活用して、感染患者の対応に必要な医療機器を整備することといたしました。令和4年3月末までに当該機器が納品されることが補助要件となっており、予算措置に急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算を専決処分したので、同条第3

項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、専決処分いたしました令和3年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第5号）の内容について、ご説明いたします。

資料は、右側13ページでございます。枠囲いの中をご覧ください。

今回の補正予算は、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を活用して、感染患者の対応に必要な医療機器を整備するため、医療機器整備事業分の業務予定量、資本的収入及び支出を増額するものであります。また、資本的収入及び支出の補正により生じます資本的収支不足額の減により、損益勘定留保資金による補てん額を減額するものです。

続いて、それぞれの内訳についてご説明いたします。

まず、項番1の資本的収入でございますが、国県補助金を1億1,534万8,000円増額しようとするもので、全額、医療機関設備整備補助事業によるものです。

続いて、項番2の資本的支出でございますが、建設改良費のうちの設備費を1億854万8,000円増額しようとするものです。購入いたします医療機器は、説明欄に記してありますように、全身用エックス線CT診断装置、人工心肺装置システムなど7点でございます。

なお、この設備費の増額に伴い、当初予算第2条に定めます本院事業の医療機器整備事業分の業務予定量が同額増額となり、補正後の業務予定量は2億8,989万7,000円となります。

次に、項番3の資本的収支不足額の補てんでございますが、先ほど説明いたしました補助金の額に対しまして、ただいま説明いたしました設備費の額が680万円少なくなっておりますが、これは既決予算の中の故障などによる緊急時に用いる額で賄うことによるものです。

これにより資本的収支不足額が減少し、補正後の不足額は15億9,719万8,000円となり、表に示しますように、過年度損益勘定留保資金と当年度損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、14ページに移りまして、項番4の重要な資産の取得及び処分でございますが、予算第11条には、重要な資産として取得価格が2,000万円以上の資産の取得及び処分について定めることとされており、今回の補正予算で取得する全身用エックス線CT診断装置が対象となるため、取得する資産として加え、また、当該装置については、現有装置との更新であることから、現有装置を処分する資産として加えるものです。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員であります。

議案第6号 専決処分(第1号)の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第7号 令和3年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第6号)を議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第7号 令和3年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第6号)について、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の16ページをご覧ください。

枠囲いに記載のとおり、今回の補正予算は、本院、分院の入院及び外来の業務予定量の補正と、これに伴う収益及び材料費の補正、そして新型コロナウイルス感染症対応に関する補助金収入の補正のほか、予算の適正執行のために必要なものを計上するものでございます。

項番ごとに、その内容を補足いたします。

まず、項番1の本院事業収益でございます。今回の補正で本院事業収益は、既決予算に対して3億5,565万5,000円の減額となり、そのうちの医業収益では4億5,738万6,000円の減額となります。

医業収益の減額についてご説明いたします。表の説明欄をご覧ください。

まず、予算第2条で定めております本院の業務量でございますが、今回の補正で入院延べ患者数を、既決の予定数である18万675人に対して、2,555人の補正減とし、17万8,120人に、これは1日平均患者数で見ますと、495人から7人減となる488人にしようとするものです。そして、外来延べ患者数は、既決の予定数である28万4,350人に対して、1万2,100人の補正減とし、27万2,250人に、これは1日平均患者数で見ますと、1,175人から50人減となる1,125人にしようとするものです。

続いて、入院、外来、それぞれの収益でございます。

まず、入院収益では、診療単価につきましては、これまでの実績により、7万6,200円から500円の減となる7万5,700円と見込んでおります。先ほど申し上げました患者数の減と、ただいまの診療単価の減により、入院収益は2億8,375万1,000円の減額補正をしようとするものでございます。

次に、外来収益でございます。診療単価につきましては、2万1,100円から300円の増となります2万1,400円を見込みますが、診療単価の増による増収を、先ほどの患者数の減による減収が上回ることで、外来収益は1億7,363万5,000円の減額補正を行おうとするものでございます。

ただいま説明いたしました入院・外来の患者数、それぞれの診療単価につきましては、11月までの推移に基づき増減したものでございます。

次に、医業外収益ですが、1億173万1,000円の増額補正を行おうとするものです。これは国県補助金の増額によるもので、その内訳は、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金のうち、病床確保支援事業で8,372万2,000円、夜間・休日患者受入体制整備事業で620万円、入院患者受入協力金支給事業で550万円、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金で10万円のほか、ドクターヘリ運営事業補助金で620万9,000円となります。

17ページをご覧ください。

項番2の本院事業費用でございます。

本院事業費用全体で4億6,420万5,000円の減額補正を行おうとするものですが、これはまず医業費用では、給与費で、看護職員等処遇改善による手当の増を踏まえた上での職員の予定数未確保及び期末手当の支給月数引下げによる減により、1億6,400万円の減を、材料費では、業務量の減に伴う診療材料購入分の減により、2億5,708万6,000円の減を、経費では、入札による基本料金及び従量料金単価の減並びに使用量の減により、電気料金で2,000万円円の減を行うものの、ドクターヘリ運航経費の増により委託料で259万円の増を行うことで、差引き1,741万円の減を見込むものです。

最後の医業外費用は、2,570万9,000円の減額補正で、これは雑損失で診療材料購入費の減に伴う、消費税分の減が生じることとなることによるものです。

項番3は、分院事業収益です。

今回の補正で、分院事業収益は、既決予算に対して1,603万7,000円の減額となり、そのうちの医業収益では2,107万6,000円の減額となります。医業収益の減額については、本院と同様に、11月までの推移に基づき、患者数及び診療単価を増減しております。

表の説明欄をご覧ください。

まず、分院の業務量でございますが、今回の補正では、入院延べ患者数の増減はありませんが、外来延べ患者数は既決の予定数である4万1,140人に対して3,388人の補正減とし、3万7,752人に、これは1日平均患者数で見ますと、170人から14人減となる156人にしようとするものです。

続いて、入院、外来、それぞれの収益でございます。

初めに、入院収益ですが、ただいまご説明したように、入院患者数に変更はないものの、診療単価を1,000円の減となる2万9,000円とすることで、入院収益は1,095万円の減額補正を、外来収益は、診療単価は360円の増となる7,360円を見込むことで増収となりますが、先ほど説明しました外来延べ患者数の減に伴う減収が上回ることから、外来収益についても1,012万6,000円の減額補正を行おうとするものでございます。

18ページに移りまして、分院の医業外収益は503万9,000円の増額補正となります。これは説明欄に記載しますように、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金のうち、自宅療養者等診療体制強化事業5万円、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金205万円、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金10万円による国県補助金の219万9,000円の増のほか、救急輪番待機料の増額及び待機回数の増並びに富津市における休日当番医への参加によるその他医業外収益284万円の増によるものでございます。

項番4の分院事業費用は、800万円の減額補正となります。これは看護職員等処遇改善による手当の増を踏まえた上での職員の予定数未確保及び期末手当の支給月数引下げによる給与費の減によるものでございます。

項番5では、年間収支をお示ししております。まず、本院事業では、今回の補正により収益は減となりますが、それを上回る費用の減により利益は拡大し、補正後の純損益は、6億4,353万1,000円の利益を見込むものでございます。そして、分院事業では、費用の減を上回る収益の減により、803万7,000円の純損失を見込むものでございます。

19ページに移りまして、項番6は、その他の補正でございます。

1点目は、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうちの職員給与費について、今回の補正で給与費を減額としていることから、本院事業では122億3,309万5,

000円から120億6,909万5,000円に、分院事業では5億2,413万9,000円から5億1,613万9,000円に、それぞれ減額補正しようとするものでございます。

2点目は、予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額でございます。こちらも今回の補正に伴う診療材料購入費の減を反映させて、64億9,549万2,000円から62億1,269万8,000円に減額補正しようとするものでございます。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第7号 令和3年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

次の議案第8号については、当会議の後に開かれる予算決算審査委員会に審査の付託をし、同委員会にて質疑を行い、討論、採決については定例会の最終日に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、当会議では補足説明までを行い、質疑については予算決算審査委員会で、討論、採決については定例会の最終日にて行います。

それでは、議案第8号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計予算を議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第8号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について、補足の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の22ページをご覧ください。

初めに、項番1の令和4年度予算の概要でございます。

(1) 予算編成の考え方ですが、令和4年度は、資本的収支予算における補てん財源確保を目的に、計画期間を延長した第6次5か年経営計画の2年目に当たります。

そのため、当初予算の編成に当たっては、安定的な経営の確保、経営資源の最適配分による有効活用、医師・看護師の確保及び投資的経費の適正化、平準化を重点項目とし、堅実な業務量を設定しつつ、収支改善施策に基づく収益確保と費用削減を最大限盛り込み、地域の中核病院としての役割を果たすため

の体制の確保と、収支改善の方向性を示すことを、その編成方針といたしました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の行方を見極めは困難であるため、令和3年度予算同様に、通常医療提供を前提とした予算編成としています。

(2) 予算の骨子について、それぞれの事業ごとに補足いたします。

まず、本院事業でございますが、収入面では、緩和ケア病棟等の患者数増による業務量の増や、外来化学療法件数の増等による診療単価の上昇を見込むほか、敷地内保険調剤薬局整備事業等の施策による増収を反映させています。

費用面では、地域手当の適正化等による手当の減額や、外来医事業務の外部委託等による給与費の減、高額な医薬品の消費量増による材料費の増、中長期維持保全計画に基づく修繕や外来医事業務及び放射線治療システム保守等の委託による経費の増等を見込むものです。

投資的経費では、施設機能及び医療機能の維持充実を図るため、中長期維持保全計画に基づく建物附属設備の更新工事や手術顕微鏡等の医療器械、内視鏡情報管理システム等の備品の整備を見込んでいます。

分院事業では、収入面で、医師の増員を踏まえた業務量と実績に基づく診療単価を目標に置き、新型コロナワクチン接種や救急輪番待機回数の増等による増収を見込んでいます。

費用面では、人員増による給与費の増、医事会計システム更新に伴う委託による経費の増等を見込みます。

看護師養成事業は、収入面で授業料及び入学金並びに学生寮寮費の引上げによる増収を見込み、費用面では、創立50周年記念誌の発刊や学校案内パンフレットの刷新等を見込んでいます。

骨子最後のその他は、構成市負担金の取扱いです。

令和3年度と比べ増額となる構成市負担金は、将来的に資本的収支における補てん財源が不足する状況に鑑み、収益的収支予算への繰入れに加え、企業債の償還元金に充てるため、資本的収支予算へも繰り入れることといたしました。

右側、23ページの項番2は、予算第2条で定める業務の予定量でございます。

まず、本院事業です。

病床数はご覧のとおり、令和3年度と変わりありません。

延べ患者数は、入院では令和3年度当初予算から0.6%の増となる19万2,720人、外来は、令和3年度当初予算から0.4%の増となる28万5,525人としました。入院は、施策による増を反映し、外来は診療実日数増によるものとなります。

1日平均患者数で見ますと、入院は、令和3年度当初予算から3人の増となる528人。外来は、令和3年度当初予算から増減なしの1,175人となります。

次に、分院事業です。

本院同様、病床数は令和3年度と変わりございません。

延べ患者数は、入院は、令和3年度当初予算から6.7%の増となる1万1,680人。外来は、令和3年度当初予算から0.4%の増となる4万1,310人といたしました。

1日平均患者数では、入院は、令和3年度当初予算から2人の増となる32人、外来は、令和3年度当初予算から増減なしの170人となります。本院と同様に、入院は、施策による増を反映し、外来は診療実日数増によるものとなります。

最後に、看護師養成事業では、3学年合わせて、令和3年度の予定量に対して増減なしの179人を予定しております。

24ページをご覧ください。

項番3は、予算第3条で定めます、収益的収入及び支出です。

まず、(1)概要です。

この表は、企業団全体の収益的収入及び費用を示す表です。表の左から2列目、A列が令和4年度予算案の金額、続くB列は令和3年度当初予算、C列は増減額となります。

それでは、右側、25ページの摘要欄の記載に沿ってご説明いたしますので、適宜、左側の表と併せてご確認くださいませよう、お願いいたします。

なお、この項目では、説明は万円単位での説明とさせていただきます。

予算規模ですが、純損益での収支均衡を図った、令和4年度の企業団全体の収益的収支の予算規模は、248億5,928万円で、前年度当初予算比で0.9%、2億2,599万円の増を見込んでいます。

次に、収益的収入ですが、本院及び分院の医業収益合計額は、222億3,303万円で、入院患者数の増や外来診療単価の上昇による増を見込んでいます。

医業外収益と看護師養成事業収益の合計額は23億4,237万円で、このうち、3事業を合わせた構成市負担金は13億5,660万円を計上しています。

特別利益は、退職手当組合からの還付金収入等により2億8,388万円を計上しています。

これらによる収入の総額は、令和3年度当初予算と比較し0.9%、2億2,599万円の増となっています。

次に、収益的支出ですが、本院及び分院の医業費用合計額は231億1,756万円で、材料費や経費等の増を見込んでいます。

医業収益に対する医業費用の割合は104%で、前年度当初予算比で0.5ポイントの低下となっています。

企業団管理費、医業外費用及び看護師養成事業費用の合計額は14億3,748万円を見込んでいます。

特別損失は、退職給付引当金繰入額等により2億9,924万円を計上しています。

これらによる支出の総額も、先ほどの収入の合計と同額の248億5,928万円となり、令和3年度当初予算と比較し0.9%、2億2,599万円の増となっています。

26ページをご覧ください。

ここからは事業別の収支についてご説明いたします。

最初に、本院事業でございます。

令和4年度予算においては、本院事業収益は235億4,356万円で、前年度当初予算に対して1億8,470万円の増としております。

このうち、本業の医業収益は、215億5,721万円で、前年度当初予算に対して2億8,312万円の増としております。

医業収益のうち、入院収益については、業務量は、1日平均患者数として、前年度に対して3人の増となる528人とし、診療単価を前年度と同額の7万6,200円を見込むため、前年度と比較して8,344万円の増収を見込んでいます。

なお、右側、27ページの摘要欄の表は、予定する1日平均患者の病棟区分による内訳を示しております。右端の数値が令和4年度予算における予定平均患者数となります。

そして、外来収益については、1日平均患者数では前年度に対して増減なしとするものの、診療単価の500円増と診療日数が1日増えることで、前年度に対して1億6,756万円の増収を見込んでい

ます。

次に、医業外収益は、19億8,635万円で、前年度当初予算に対して9,842万円の減として
います。

内訳としましては、国県補助金は、令和3年度補助事業における内示額を計上することでの増収、保
育所収益は、延べ保育児数の増による増収、長期前受金戻入は、令和3年度補助事業分の戻入や企業債
償還金への構成市負担金繰入れによる増収。

その他医業外収益は、敷地内保険調剤薬局整備に係る土地賃貸料や、地下水浄化供給設備整備に係る
土地、電気、下水道等の使用料収入等を見込むことによる増収などを反映させていますが、一方で、構
成市負担金のうち本院運営費としての繰入額を2億8,000万円以上縮小したことにより、全体では
減収となったものです。

下の表に移りまして、本院事業費用です。

本院事業費用は、235億2,520万円となっており、前年度同様に収支均衡予算としていたすの
で、事業収益同様に、本院事業費用も前年度当初予算に対して1億8,467万円の増となります。

事業費用のうち、医業費用は、前年度当初予算に対して1億7,549万円の増としています。

その内訳として、まず給与費でございますが、令和3年度当初予算と比べ100万円の減としており
ます。主な内訳を右の摘要欄に記しましたが、職員構成の変更や昇給による増はあるものの、地域手当
支給率の引下げや、非常勤医師の依頼数減などによる減がそれを上回ったための減となります。

28ページをご覧ください。

材料費は、抗腫瘍用薬等の高額医薬品の使用量増を実績に近い状態で見込むことによる増額などで、
前年度に対して6,357万円の増。

経費については、前年度に比較して1億7,271万円の増となりますが、これは修繕費では、経年
劣化した建物附属設備、医療機器等の修繕で高額案件が増えることによる増。

保険料では、病院賠償責任保険が過去5年間の損害率により割増しになることによる増。

賃借料では、一部の医療器械賃借の勘定科目を診療材料費から賃借料に見直す仕訳変更や内視鏡シ
ステムの機器更新に伴う症例単価上昇による増。

委託料では、情報システム関係で前年度に高額なシステム更新対応作業を計上していたことによる9,
770万円の減はあったものの、前年度下期から始めた外来医事務委託やドクターヘリ運航業務委託、
夜間看護助手派遣などの既存契約の増額のほか、夜間休日救急外来事務業務、高精度放射線治療シ
ステム保守などの新規委託による増などによるものです。

減価償却費は、5,228万円の減となりますが、建物・建物附属設備及び器械備品は、新規で償却
を開始した分を耐用年数経過による減が上回ったことによる減額のほか、リース資産は、ガスコー
ジェネレーション設備に係るリース料から事業者に対する補助金相当額が減額されたことによる減額とな
ります。

資産減耗費の減は、地下水浄化供給設備整備に伴う副受水槽の撤去や、手術用顕微鏡の器械備品の除
却を見込むものです。

医業費用最後の研究研修費は、研究雑費で、前年度の治験手数料収入の実績を踏まえ、治験研究費の
増を見込むことによる増額を見込んでいます。

医業外費用については、全体で921万円の増としていますが、その内訳は、支払利息で、現病院建
設起債分やコージェネ設備リース分の減のほか、一時借入金による利息発生を見込んでいます。

保育所運営費では、保育所定員を見直すことにより委託料が増額となります。

その他医業外費用では、貯蔵品購入増額に伴う雑損失の増、固定資産購入による長期前払消費税額償却の減等を見込むことなどによるものです。

本院事業につきましては以上でございます。

30ページをご覧ください。

分院事業でございます。

分院は、これまでどおり、地域に根差した医療や2次救急医療の提供に加え、富津市の当番医にも参加します。その上で、医師の増員による患者数の獲得増を目指すこととしています。

まず、医業収益では、前年度に対して2,897万円の増としています。これは入院収益では、1日当たり患者数2名の増を見込み、外来収益では、診療単価の上昇を見込むことによるものです。なお、近年、減少傾向にある外来患者数については、医師増員により、前年度当初予算と同数を見込むことといたしました。

その他医業収益は、令和3年度のインフルエンザワクチンの供給減を踏まえ、予防接種件数の減を見込むも、新型コロナウイルス接種料を新たに計上することによる増収を見込みます。

医業外収益は、前年度との比較で1,134万円の増を見込みます。

負担金交付金は、構成市負担金のほか、県からの国民健康保険特別調整交付金340万円を見込みます。なお、構成市負担金は、前年に比較して900万円の繰入れ増を計上しています。

そのほか、2次救急輪番待機回数の増及び富津市における休日当番医への参加を見込むほか、オンライン資格確認関係の補助金収入を計上することによる増収を計上しております。

次に、分院事業費用です。

事業費用全体では、前年度当初予算に対して4,031万円の減となる7億5,876万円としています。

そのうち医業費用は、前年度当初予算に対して4,007万円の増としており、その内訳として、給与費では、地域手当支給率改定による減を見込むものの、職員数の増や非常勤医師依頼数増、昇給による増がそれを上回るため、3,404万円の増を見込みます。

材料費は、薬品費で、前年度実績を踏まえ、使用量の増を見込むことによる増額を、診療材料費は、前年度実績を踏まえ、購入分の増を見込むほか、在宅医療に関する医療機器賃借の増を見込むことによる増額を見込みます。

経費では、修繕費では減となるものの、委託料で医事システム更新対応費用、オンライン資格確認連動対応費用、警備業務での増を見込むことによる増額を見込みます。

32ページに移りまして、減価償却費では、車両で令和3年度に中古車を購入したことによる増となるものの、建物・建物附属設備での耐用年数経過による減額や、器械備品で新規で償却を開始した分の耐用年数経過による減が上回ったことによる減額を見込むことで減となります。

資産減耗費は、除却対象資産の減による減額。

最後の医業外費用では、貯蔵品購入増額に伴う雑損失の増による増額を見込んでいます。

続いて、看護師養成事業です。

看護師養成事業収益は、前年度当初予算に対して99万円の増となりますが、これは学費収益で授業料及び入学金の引上げ並びに高等教育無償化制度に係る減免見込額の減による増収、その他事業収益で、学生寮寮費の引上げ等による増収を見込むことによるものです。

なお、構成市負担金については、前年度との比較で650万円の繰入れ減としています。

続く看護師養成事業費用では、前年度当初予算に対して99万円の増となる2億7,108万円とし

ています。

その内訳は、まず、給与費では、地域手当支給率改定による減はあるものの、職員構成変更、昇給による増がそれを上回ることによる増を見込みます。

34ページに移りまして、教育費では、実習予定の見直しによる謝金の減を見込む一方で、学生健康診断の単価上昇を見込むことによる増額を、経費では、入札による単価の減などで光熱水費の187万円の減を見込むものの、印刷製本費、委託料、学生対策費、雑費での増を見込むことによる増を、寄宿費は、委託料について、エレベーター保守点検業務等の減を見込むことによる減額、減価償却費は、建物附属設備及び器械備品の耐用年数経過による減額、研究研修費は、令和3年度にカリキュラム改正に関する研修会費を計上していたことによる減額、支払利息は、償還が進む、看護学校校舎及び学生寄宿舎の企業債支払利息額の減を見込んでいます。

続いて、特別損益です。

まず、特別利益ですが、当企業団が加入している退職手当組合である千葉県市町村総合事務組合に対し毎年度納付している負担金について、定められた積立基準額を超過した分が、令和元年度から新たに毎年2億8,388万円還付されています。実際には、毎年納付する負担金額から差し引かれており、収入はありませんが、会計処理上、この額を特別利益として計上しています。

次に、特別損失ですが、過年度損益修正損失は、令和4年2月及び3月分の保険者請求分のうち査定減分の欠損処理予定額、退職給付引当金繰入額については、退職手当組合による負担金縮減額を退職給付引当金として計上するもので、特別利益での還付額見合い分を計上しています。

36ページに移りまして、項番4は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の予算です。

まず、資本的収入は、9億1,101万円となります。

内訳として、まず企業債による収入が5億2,200万円となります。これは本院建設改修工事分の1億2,000万円のほか、本院医療機器整備分として2億3,600万円、本院情報システム整備分として1億6,600万円を予定しています。

続いて、他会計負担金3億8,600万円は、令和4年度構成市負担金からの繰入れとなります。

一方の資本的支出の合計額は、23億6,411万円で、まず、建設改良費では、6億9,133万円となります。その内訳は、建設工事費1億2,941万円は、本院では、中長期維持保全計画に基づき、高圧受電ケーブル・管路更新工事等の12件を、そして分院では、塩害による室外機の腐食が著しいリハビリ棟エアコンの更新工事を見込むものです。

続く、医療機械器具費の3億1,139万円については、購入予定機器としては、手術顕微鏡、生体情報モニター、内視鏡システム等の必要最小限の計上にとどめ、故障時対応分として5,500万円を計上するものです。

備品費の2億3,214万円は、本院では、内視鏡情報管理システム、ネットワークコアスイッチ、NICU重症・急性期患者情報システム等の情報システム関連備品のほか、温冷配膳車などの給食関連備品等の整備を見込み、分院は、令和4年8月で保守終了となる医事会計システムの更新や温冷配膳車等の整備、そして学校は、看護実習の質向上のための看護実習モデルや術後ケアスーツの購入を見込むものです。

建設改良費の最後、リース資産購入費の1,840万円は、更新したガスコージェネレーション設備に係るリース料を計上するものですが、こちらでは事業者に対する補助金が交付されたことで、補助金額相当分が減額されたことによる減額が生じています。

企業債償還金の16億4,777万円は、現病院建設分、看護学校建設分等の償還金を計上していま

す。

長期貸付金の2,400万円は、医師確保対策の一つである研究資金貸付制度の令和4年度分で、5名の貸付けを予定しています。

次に、(2)資本的収支不足額の補てんです。

ただいま説明いたしました資本的収支予算では、資本的収入から資本的支出を差し引きますと、14億5,310万円の収支不足額が生じることとなりますが、その補てんは、表に示すとおり、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金のほか、企業債償還には減債積立金から、そして大佐和分院の投資に対しては財政調整積立金から補てんすることとしています。

38ページに移りまして、項番5はその他の予算です。

まず、(1)は予算第5条に定めます債務負担行為ですが、予算執行年度の前の年度で申込みや入札などの手続に着手する予定の案件3件を定めております。

次に、(2)は予算第7条に定めます一時借入金の限度額ですが、前年度と同額の5億円としております。保険者からの入金前に、給与・賞与の支給を迎える月である12月、1月及び3月に借入れを想定しており、借入期間は延べ31日程度と想定しております。

続いて、(3)は予算第11条に定める重要な資産の取得及び処分です。取得価格2,000万円以上の有形資産の取得と処分について、令和4年度当初予算では、記載してあります11件を予定しております。

右側の39ページに移りまして、項番6は、主要施策に対する予算です。

(1)安定的な経営の確保のうち、収入の確保については、まず、DPC分析アドバイザーの活用として45万円。これは、医療の効率化による安定した収入確保のため、DPCアドバイザーを招いて、DPCデータを活用した診療実績の分析を行うためのものです。

続いて、手術室効率的運用に係る業務の委託106万円は、手術室の効率的な運用を図るため、手術件数、手術時間、手術室稼働状況、手術枠使用状況などの、手術室の運用状況に関するデータの分析を行わせるものです。

未収金管理回収業務の委託は、本院で274万円、分院で2万円となります。これまでどおり、医療費の未収金回収強化のため、悪質な未収患者等、回収が困難なケースについて、法律事務所に回収を委託し、必要に応じて法的措置を実施するもののほか、令和4年度は新たに奨学金未返還分の回収も委託しようとするものです。

(イ)支出の抑制では、医療材料のベンチマーク及び共同購入の活用として401万円を計上しています。薬品及び診療材料の単価抑制や使用品目の見直しを目的として、ベンチマークシステムや共同購入を活用するためのものです。

続いて、(2)良質で安全な医療の提供でございます。

良質な医療の提供の1つ目は、がんゲノムプロファイル検査の委託で559万円を計上しています。がん患者の診断及び治療方針決定のため、採取検体から抽出したDNAの遺伝子変異情報の解析を外部委託しようとするものです。

夜間看護助手の配置886万円は、令和4年度から一般病棟に加え、患者数が増加している緩和ケア病棟に夜間看護助手を配置するためのもので、夜間における看護師の負担軽減を図ることを目的としています。

人材紹介業者の活用4,185万円は、医師の確保を目的に、人材紹介業者を活用するための費用となります。常勤医師4名と麻酔科非常勤医師の紹介手数料を見込んでいます。

医師・看護師確保対策費1,065万円は、合同就職説明会への出展、求人誌及び求人サイトへの掲載、そして医師採用促進業務の外部委託のほか、関連大学や養成施設への訪問等を行うための費用となります。

40ページに移りまして、看護師養成奨学金の貸与1億440万円は、当院の附属看護学校または他の看護師養成施設へ入学した者に奨学金を貸与するもので、当院の看護師の確保を目的としたものでございます。

医師研究資金貸付は、4条予算で2,400万円です。医師の確保を図るため、県外から赴任する医師を対象に研究資金を貸し付けるもので、限度額である480万円を5人へ貸し付ける想定でございます。

地域の医療従事者を対象とした研修会等の開催のための100万円は、地域の医療従事者の資質向上を図るため、上総がんフォーラム、難病講演会、緩和ケア関連研修会等を開催するための費用となります。

続いて、(イ)医療の質の向上です。

臨床研修評価認定の更新52万円は、臨床研修評価の認定更新に必要となる卒後臨床研修評価機構による訪問審査の受審料でございます。

日本専門医機構専門研修プログラム認定料及び維持管理費18万円は、専門医制度の仕組みに基づき認定を受けた専門研修プログラムの維持管理費として計上するものでございます。

認定看護師の養成240万円は、専門的かつ高水準な看護を実践するため、認定看護師を養成するための費用です。令和4年度は、摂食・嚥下障害看護、慢性心不全看護を対象としています。

患者経験価値調査の実施6万円は、当院の強み・課題等を統計的に把握し、患者満足度の向上を図るため、患者経験価値調査を実施するための費用です。患者経験価値調査は、客観的事実を具体的に尋ねるため、医療サービスの実態を把握しやすいのが特徴とされています。

病院機能評価認定の更新76万円は、病院機能評価の認定更新に向けて、更新審査の申込みを行うためのものです。なお、受審は令和6年度を予定しております。

次に、(ウ)安全な医療の提供です。

医療安全研修会の開催35万円は、全職員を対象とした医療安全研修会の開催に係る経費で、講師等への謝金が主なものとなります。

インシデントレポートの管理33万円は、インシデントレポートの報告、統計分析、改善対策を体系的に管理するためのシステムの保守料となります。

感染症セミナーの開催31万円は、全職員を対象とした感染症セミナーの開催経費で、謝金等となります。

41ページに移りまして、(エ)施設・設備及び医療機器等の整備です。

施設・設備の計画的な整備で、令和4年度に実施を予定しているものは、建物修繕費で非常用発電機制御系統部品交換工事、第1変電室高圧盤部品更新工事外、建設工事費で高圧受電ケーブル・管路更新工事、自動火災報知設備更新工事外となっております。予算額は、3条予算で1億3,718万円、4条予算で1億2,622万円です。

医療機器等の計画的な導入・更新は、本院で手術用顕微鏡、生体情報モニター、内視鏡システム、電気手術器外、分院は、超音波画像診断装置、自動視野計、上部消化管ビデオスコープ外となっております。予算額は4条予算の本院で2億9,189万円、分院で1,950万円となっております。

医療機器等分析・調達支援コンサルティング業務の委託275万円は、医療機器調達支援、中長期更

新計画策定及び固定資産台帳精査等の医療機器整備に係るコンサルティング業務を委託するための費用です。

情報システムの計画的な導入・更新について、令和4年度実施予定は、枠囲いに記載のとおりで、予算額は4条予算の本院で1億7,360万円、分院で2,420万円となっております。

(オ) 分院の整備では、施設機能の維持を図るため、令和4年度は建物修繕費で病棟及び職員出入口ドア改修工事、屋上防水シート補修工事外、建設工事費でリハビリ棟エアコン更新工事を予定しており、予算額は、3条予算440万円、4条予算319万円となっております。

次に、勤務環境の整備です。

まず、院内保育所の運営では、利用料収入として3,727万円を、運営委託費用等で1億1,996万円を計上しています。院内保育所は、医師及び看護師の出産、育児による離職の防止及び復職の促進を目的としています。

42ページに移りまして、職員健診（胸部エックス線検査）の委託289万円は、胸部エックス線撮影の読影を行う医師の負担を軽減するため、職員健診における胸部エックス線検査を外部委託するものです。

ストレスチェックの実施98万円は、職場におけるメンタルヘルス対策として、全職員を対象としたストレスチェックの実施や、その結果を基にした集団分析や高ストレス職場の管理職員への指導等を行うための経費でございます。

職員満足度調査の実施20万円は、職場環境の改善を図るための職員満足度調査を外部委託により実施しようとするものです。

主要施策に対する予算については以上となります。

43ページの項番7は、令和4年度予算における構成市負担金についてでございます。

高等教育無償化対応経費を除いた令和4年度の構成市負担金は、前年度に対して1億1,000万円の増となる17億4,000万円で合意いただいております。

(1)の負担金一覧の表で示しますように、負担金のうち、3条予算への繰入れは、本院運営費として10億9,400万円、分院運営費として5,700万円、看護学校運営費として2億300万円とし、令和4年度は4条予算に3億8,600万円繰り入れることといたします。このほかに、高等教育無償化対応経費を実費として負担いただくこととしていますが、前年度予定額に対して350万円の減となる260万円を令和4年度の予定額としており、これを加えると負担金総額は17億4,260万円となります。

ただいまの負担金総額について、構成市それぞれの負担額は、表の右端、合計欄に示しますように、木更津市6億9,674万8,272円、君津市4億3,592万2,880円、富津市3億2,943万2,360円、袖ヶ浦市2億8,049万6,488円となります。

構成市負担金については、例年同様、令和4年度も負担額を2期に分けて納付していただくこととし、(3)納付期限に示しますように、第1期分を令和4年5月25日までに、第2期分を令和4年11月25日までに納付をお願いすることとしています。

構成市別の期別負担額につきましては、(2)期別負担額の表に示すとおりでございます。

最後の44ページは、構成市負担金の構成市別負担額の算出明細を含む参考資料となります。

なお、お手元には予算書及び予算明細書も配付させていただいております。併せてご確認いただきますよう、お願いいたします。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

日程第4 休会について

日程第4、休会についてを議題といたします。

お諮りします。

議案調査のため、明日3月12日から3月27日までの16日間を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、明日3月12日から3月27日までの16日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、3月28日午後1時30分から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、午後3時20分から予算決算審査委員会を開きますので、よろしくをお願いいたします。

(午後3時10分散会)